西尾市・幡豆郡三町合併協議会事務局規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、西尾市・幡豆郡三町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、西尾市・幡豆郡三町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(規約第14条第1項に定める事務局をいう。以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。(所掌事務)
- 第2条 事務局は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、次に 掲げる事項に関する事務を所掌する。
- (1)協議会の会議に関すること。
- (2)協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3)協議会の庶務に関すること。
- (4)協議会の広報及び広聴に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。 (組織)
- 第3条 事務局は、事務局長、事務局次長、事務局長補佐及び事務局職員をもって組織する。
- 2 事務局職員は西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町の長がそれぞれ指名する 市町の職員をもって充てる。
- 3 事務局長、事務局次長及び事務局長補佐は、事務局職員のうちから、会長 が選任した者をもって充てる。

(職務)

- 第4条 事務局長は、局務を総理し、事務局を代表する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けた ときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。 (決裁)
- 第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。
- (1)協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2)協議会に提案する議案に関すること。
- (3)協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4)規程及び要綱等の制定改廃に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、特に事務局長が重要であると認める事項に 関すること。

(専決事項)

- 第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1)事務局の運営に関する基本的事項に関すること。
- (2)物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (3)職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。(文書の取扱い)
- 第7条 事務局における文書の収受、発送、処理、保存、公開その他文書の取扱いに関し必要な事項については、西尾市の例による。

(公印の取扱い)

- 第8条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、その名称、寸法、ひな 形、書体及び用途は、別表のとおりとする。
- 2 協議会の公印の管守、取扱い等については、西尾市の例による。 (職員の服務)
- 第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する 西尾市の例による。

(給与等)

- 第10条 職員の給与等については、それぞれの属する市町において支給する。
- 2 職員の旅費については、西尾市の例により、協議会において支給する。 (委任)
- 第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月25日から施行する。

別表(第8条関係)

公印の 名 称	寸 法 (ミリメート ル)	ひ な 形	書体	用途	管守者
会 長	18×18	西尾市・幡豆郡 三町合併協議会長 つ 印	てん書	一般文書用	事務局長
事務局長	18×18	西尾市・幡豆 郡 三 町 合 併 協議会事務局 長 之 印	てん書	一般文書用	事務局長